

批評と紹介

牧野修一著

元代勾當官の體系的的研究

大島 立子

本書は元代における文書事務を担当とする各種の胥吏（著者はこれを勾當官と称す）の出身、官への陞進過程などを分析し、官僚組織の下部構造を解明している。周知の如く、元代においては本来的な意味の科挙は終始行われなかった。延祐年間以降、科挙が施行されたこともあったが、施行時においても、それは官吏登用の手段の主流になく、内容も漢人・南人に不利な条件がついており、唐宋時代・明清時代のものと同じに語れるものではなかった。

それでは元代の官僚はいかなる手段・形式をとって官界に入ったのであろうか。蒙古・色目人及び極く一部の漢人の場合は、宿衛を経るか、あるいは蔭・推挙によって官界に入った。そして上級官職はこのような経歴のものによって占められていた。一方、下級官職の一部は、胥吏から陞格して官に流入したものであり、漢人の大部分、及び南人と称せられた旧南宋領域内の人民はこの方法をもってしか官界に入ることではできなかった。従って、胥吏見習いから胥吏を経て官への

陞格過程を究明せんとする本書は、元代における官界内部の階層を明らかにするばかりでなく、蒙古民族の漢人支配の原則・実態を知る手がかりともなろう。

次に本書の構成・概要から見て行こう。まず本書の目次を掲げれば次の如くである。

まえがき

序論

第一章 吏見習い

第二章 司吏

第三章 書吏

第四章 典史

第五章 令史と掾史

結論

あとがき

第一章においては、文書の筆写を役務とし時には文書の作成にも関与した貼書・写発・主案・書状人など多様な名称を持つ無給の吏見習いについて扱ひ、これらの種々の吏見習いの意義・相違を明らかにした。吏見習いには、儒学の小学課程を終了した十四、五歳の庶民の子弟が採用された。彼らは官より俸禄を与えられた胥吏に使役されながら史学を学び、正式の胥吏に採択されるのを待つのであるが、それまでにおよそ十年の月日を要する。また、吏見習いにも定数があり、

定数内にあるものが狭義の貼書であると言う。

第二章以下第五章に至る四章においては、路・府・州・録事司・県に所属する主として文書の作成に務める司吏(第二章)、御史台・行御史台の察院と地方監察機關である提刑按察司(後に肅政廉訪司と改称)に属し、司吏と同様の職務を持つ書吏及び奏差(第三章)、各衙門に配属され、文書の受領・発送・照合・整理・保管などあらゆる文書関係の事務を職掌する典史(第四章)、省部・樞密院をはじめとする中央衙門や行省・宣慰司等の地方高級衙門に所属し、胥吏の最高位にあり、司吏・書吏と同様に文書作成を任務とする令史・掾史(第五章)の有俸の胥吏をとりあげ、採用規程・任期・陞進過程などを詳細に提示している。そしてこれら胥吏の間には、司吏―書吏―令史―省掾、あるいは典史―令史―省掾の上下関係があること、また、同じ書吏・令史でも所属衙門の品格に応じて格差があること、かつ書吏の場合には南人の陞進に差別がつけられていたことなどを明確にした。以上のことや、胥吏及び胥吏見習いの任命権者が大体その官庁の長であることは、胥吏が官僚体制の一環に位置づけられていることを示唆する。

また著者は、これらの制度が元一代を通じて変ることなく一貫して施行されたものではなく、いくたびか改訂されたこと述べている。例えば、至元後期以降、それまでは同等であつ

た路総管府吏と按察司の書吏の間に格差が生じ、それに従つて胥吏の官への陞進速度が遅くなったことを指摘した。このような制度の変革は、至元十六年の南宋の滅亡とそれにとりなう対漢人支配の拡大、尚書省系官僚(阿合馬ら色目人を中心とした経済官僚)と中書省系官僚(安童ら蒙古人を中心とした官僚)との間の勢力争い、及び時代が下るとともに生ずる官僚・胥吏の員数の増加によって生じたとする。

結論において、著者は元代胥吏制度を次の三期に大きく分類してまとめている。即ち、

第一期 世祖至元初・中期。確立期。

第二期 世祖至元後期―成宗大徳期。発展期。

第三期 成宗至大以降。変質期。

である。

本書の特徴は、すでに植松正氏が指摘した如く、『東洋史研究』第三八巻二号、二七九頁―二八二頁)、胥吏組織が「いかにあつたか。」という面でもとらえていることである。前述したような内容を、資料(主として『元典章』吏部、『元史』選舉志・百官志)に即した説明はわかりやすく、氏の所期の目的を果しているよう。しかし、これら制度の変遷の要因たるべき政治的、社会的背景の分析についてはいささかも足りなさを感じる。例えば官僚の冗濫を整理するために資品官から吏への遷転が生じたと言うが、単に「官冗」の要因を指摘

するだけにかたづけられるであろうか。中国では従来、官と民ばかりでなく、官と吏の区別も厳格であった。元代の場合、科挙制度の施行がなく、吏から官への陞進が法的に規定されており、官と吏の区別は厳密ではなくなった。しかも官から吏へという下降の遷転すら条令化されている。官から下降した令史・省掾の場合、その後の陞進に多大な恩典が与えられてはいるが（本書一八五頁・一八八頁）、官・吏の区別に対する觀念が変化してきていることも想像される。制度・構造の解明とともに、その社会的背景にも考察が及んでいるのであれば、元代における官僚制度の歴史的位階づけがよりいっそう明確になったのではないか。

しかし、各胥吏を詳細に類別し、吏見習いから官への陞格までの多様な過程を一々列挙し、胥吏も官と同様に一括して見るべきものではないことを指摘した点は注目される。即ち、無俸・有俸の相違、各胥吏相互に存在する上下関係ばかりでなく、中央官衙の胥吏と地方官衙の胥吏との間にある陞進に関する条件の違いなどが明確にされたことは、今後、官僚制度史・政治史ばかりでなく、元朝社会史を究明する上にもひとつの示唆を与えるであろう。

次に本書を読んで疑問を感じたことの二、三をとりあげたい。本書の題名ともなった「勾当官」及び「勾当」の意義（本書三頁・一八〇頁）については、筆者も植松正氏の指摘

したような疑問を持ったが、これについては植松氏の論評（前掲）を参照されたい。しかし、これに関してさらにひとつ付け加えるならば、著者が胥吏をいかに定義しているかを明確にすることが望ましかったと思われる。前述したように、元代においては官と吏との区別が他の時代に比較して厳密ではないが、著者は元代の胥吏を一貫した官僚機構の末端にあり、流外官であると言う点を除いては品官と同質のものであると考えているのであろうか。胥吏から官への流入は可能であるとは言っても、吏見習いの時から数えて二、三十年を経ねば品官になることはできない。この事實は従来より弛緩しているとは言え、やはり官と吏との間に一線が画されているとも考えられる。いずれにしろ中国史上、一般には官・吏の別が厳格に存在していた以上、元代においての吏について何らかの解釈が必要であつたと思う。

また、著者は「まえがき」において、「現実対応型の行政を展開した元朝にあつては、迂腐の儒となつた非現実型の士人層は官界にその処を得ず、胥吏出身官僚こそ元朝の希求する官僚であつた。」と著述し、元代において胥吏出身官僚が重用されたことを強調する。これについてこれ以上の言及はしていないが、おそらく著者はこの点を念頭において、元代の胥吏の研究をしていると思われる。しかし、本書を通読する限り、吏から官へ陞格することができるとする点を除き、元代において

胥吏出身官僚であるために重用された事実は見られない。官界に入るまでのあまりに長い期間、官から吏への遷転があることなどはどのように解釈するのであるか。私はこの吏から官への陞進が制度化されたことは、元代においては科擧が施行されなかったことに由来し、また、科擧の施行がなかったのは、著者の言うような「非現実型の士大夫層」を元朝が求めなかったというよりも、征服王朝である元朝においては、支配者・高級官僚となるべく層が蒙古人・色目人あるいは一部の功ある漢人に定められ、科擧によってひろく人材を求める必要がなかったことに由来すると考える。即ち、元代においては、官と吏との間の壁がとりはらわれたかに見える現象もあったが、そのみをもって胥吏層の地位向上と断定するべきではなく、その背景となる他の種々の社会的・政治的地位を考慮にいれて解釈すべきではなからうか。

以上のような疑問も若干残されているが、もとよりこれらによって本書の価値が減ずるものではない。今後さらに他の系列の胥吏及び官僚機構が体系化され、元朝の支配構造がよりいっそう明確になることを期待したい。

(A五判、二〇九頁、大明堂、昭和五十四年)

寺広映雄著

中国革命の史的展開

久保田 文 次

本書の構成を紹介すると以下の通りである。
まえがき

第一部 清朝後期の政治と民衆

第一章 広東民衆の反英運動(一九五四)

二、雲南回民運動の性質(一九五七)

第二部 辛亥革命の諸問題

一、革命瓜分論の形成をめぐって(一九七八)

二、張謇と辛亥革命(一九七二)

三、北方における革命と呉祿貞(一九六〇)

四、貴州における革命と反革命(一九六四)

五、雲南護国運動について(一九五八)

六、中華革命党と孫文革命思想の形成(一九六二)

第三部 辛亥革命とアジア

一、台湾民族運動と中国(一九六四)

二、ヴェトナム初期民族運動と日本・中国(一九六七)

三、宮崎滔天と中国革命(一九五四)

第四部 一九二〇年代における中国の政治と思想

一、フランス勤工儉学運動について(一九七四)